

# 宮崎県公報

平成30年6月29日(金曜日)号外 第 27 号

発 行 宮

印刷 宮崎市旭1丁目6番25号 K・Pクリエイションズ株式会社

> 発 行 定 日 毎週月・木曜日 購読料(送料共) 1年 41,700円

次 目

頁

○海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規

則の一部を改正する規則……………(水産政策課) 1

規 鳳

海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成30年6月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

## 宮崎県規則第49号

#### 海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則の一部を改正する規則

海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則(平成8年宮崎県規則第53号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前 改正後

(趣旨)

第1条 この規則は、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(|第1条 この規則は、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律( 平成8年法律第77号。以下「法」という。) 第17条第3項に規定 する第一種特定海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関し必要な 事項を定めるものとする。

(趣旨)

平成8年法律第77号。以下「法」という。) 第17条第3項の規定 に基づく第一種特定海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関し必 要な事項を定めるものとする。

第2条 この規則において使用する用語は、法において使用する用 語の例による。

第3条 [略]

### 第2条 [略]

\_(採捕の数量等の報告者)\_

- 第3条 法第17条第3項の都道府県の規則で定める指定漁業等を営 む者及び法第3条第2項第6号の政令で定める者以外の者(以下 「採捕の数量等の報告者」という。)は、次に掲げる漁業を営む
  - (1) 漁業法第66条第1項の中型まき網漁業
  - (2) 宮崎県漁業調整規則(昭和39年宮崎県規則第23号)第7条 第1号に規定する小型まき網漁業

\_(採捕の数量等の報告者)\_

- 第4条 指定漁業等を営む者及び法第3条第2項第6号の政令で定 める者以外の者であって法第17条第3項の都道府県の規則で定め るもの(以下「採捕の数量等の報告者」という。)は、次の各号 に掲げる第一種特定海洋生物資源について、それぞれ当該各号に 定める漁業を営む者とする。
  - (1) まあじ、まいわし並びにまさば及びごまさば 次に掲げる <u>漁</u>業
    - ア 中型まき網漁業 (漁業法第66条第2項に規定する中型まき 網漁業をいう。次号アにおいて同じ。)
    - イ 小型まき網漁業 (宮崎県漁業調整規則 (昭和39年宮崎県規

## 宮崎県公報

則第23号。次号ウにおいて「漁業調整規則」という。)第7 条第2号アに規定する小型まき網漁業をいう。)

- (2) くろまぐろ 次に掲げる漁業
  - ア 中型まき網漁業
  - イ 小型まき網漁業
  - ウ 刺網漁業 (漁業調整規則第7条第2号オに規定する刺網漁 業をいう。)
  - エ 定置漁業 (漁業法第6条第3項に規定する定置漁業をいう
  - オ 漁業法第6条第5項に規定する共同漁業(カに掲げるもの <u>を除く。)</u>
  - カ 漁業法第6条第5項第2号に規定する第2種共同漁業(定 置網を使用するものに限る。)
  - + 漁業法第7条に規定する入漁権に基づく共同漁業
  - ク 太平洋広域漁業調整委員会、日本海・九州西広域漁業調整 委員会又は瀬戸内海広域漁業調整委員会が承認した沿岸くろ まぐろ漁業(次条第2号において「沿岸くろまぐろ漁業」と いう。)
  - ケ 浮魚礁利用漁業 (漁業法に基づく指示 (平成12年宮漁調委 指示第61号) 第1項に規定する浮魚礁を利用して行う漁業を いう。次条第2号において同じ。)
  - コ アからケまでに掲げる漁業のほか、くろまぐろを採捕する 漁業(次条第2号において「その他くろまぐろ漁業」という <u>。)</u>

(採捕の数量等に係る知事に対する報告事項)

- 第5条 法第17条第3項の規定による報告(以下「採捕の数量等の 報告」という。)は、同項の農林水産省令で定める事項のほか、 次に掲げる事項についても併せて行わなければならない。
  - (1) [略]
  - (2) 採捕に係る漁業の免許番号及び船名又は船舶の許可番号( 沿岸くろまぐろ漁業及び浮魚礁利用漁業にあっては承認番号、 その他くろまぐろ漁業にあっては漁船登録番号)及び船名
  - (3) 採捕に係る第一種特定海洋生物資源を陸揚げした日(くろ まぐろの養殖用種苗の採捕については、移送用の仮いけす等に 入れた日)

(採捕の数量等の報告の方法)

第6条 採捕の数量等の報告は、次の表の第1欄に掲げる第一種特 定海洋生物資源について、同表の第2欄に掲げる期間の区分に応 じ、それぞれ同表の第3欄に掲げる日ごとに当該日が属する月又 は旬のいずれかの日に陸揚げされた当該第一種特定海洋生物資源 の採捕の数量を集計し、同表の第4欄に掲げる期限までに採捕の 数量等の報告書(別記様式)を提出して行わなければならない。

[略]			
3 まさば及	7月1日から翌年	[略]	
びごまさば	2月末日までの間		
	3月1日から6月	[略]	
	30日までの間		
<u>4</u> くろまぐ	7月1日から翌年	月の末日	当該月の翌月
<u>5</u>	3月31日までの間		<u>の10日まで</u>

2 知事が法第8条第2項の規定による公表をしたときは、法第17 2 知事が法第8条第2項の規定による公表をしたときは、採捕の 数量等の報告は、前項の規定にかかわらず、当該公表の日から当 該公表の日が属する年の末日までの間 (まさば及びごまさばにあ っては当該公表の日から当該公表の日以後の最初の6月30日まで

(知事に対する報告事項)

- 第4条 法第17条第3項の規定による報告は、同項の農林水産省令 で定める事項のほか、次に掲げる事項についても併せて行わなけ ればならない。
  - (1) [略]
  - (2) 採捕に係る船舶の許可番号及び船名
  - (3) 採捕に係る第一種特定海洋生物資源を陸揚げした日

(採捕の数量等の報告の方法)

第5条 法第17条第3項の規定による報告は、次の表の第1欄各号 | に掲げる第一種特定海洋生物資源について、同表の第2欄に掲げ る期間の区分に応じ、それぞれ同表の第3欄に掲げる日ごとに当 該日が属する月又は旬のいずれかの日に陸揚げされた当該第一種 特定海洋生物資源の採捕の数量を集計し、同表の第4欄に掲げる 期限までに採捕の数量等の報告書(別記様式)を提出して行わな ければならない。

[略]		
3 まさば及	1月1日から8月	[略]
びごまさば	31日までの間	
	9月1日から12月	[略]
	31日までの間	

条第3項の規定による報告は、前項の規定にかかわらず、当該公 表の日から当該公表の日が属する年の末日までの間は、当該公表 に係る採捕に係る第一種特定海洋生物資源を陸揚げした日ごとに

当該陸揚げした日から3日以内に採捕の数量等の報告書<u>(別記様</u> 式)による書面を提出して行わなければならない。

#### 3 [略]

(電子情報処理組織による報告)

- 第6条 知事は、法第17条第3項の規定による報告については、前 条第1項又は第2項に規定する報告書による報告の方法に代えて 、県の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)と採捕の数 量等の報告者の使用に係る入出力装置として知事が告示して指定 するものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織(以下単 に「電子情報処理組織」という。)を使用して行わせることがで
- に備えられ、又は接続されたファイルへの記録がなされた時に行 われたものとみなす。
- 3 電子情報処理組織を使用して法第17条第3項の規定による報告 を行おうとする者についての前条第1項又は第2項の規定の適用 については、同条第1項中「採捕の数量等の報告書(別記様式) を提出して」とあるのは「入出力装置(採捕の数量等の報告者の 使用に係る入出力装置として知事が告示して指定するものに限る 。次項において同じ。)から入力してファイルに記録して」と、 同条第2項中「採捕の数量等の報告書<u>(別記様式)</u>による書面を 提出して」とあるのは「入出力装置から入力してファイルに記録 して」とする。

別記様式を次のように改める。

の間、くろまぐろにあっては当該公表の日から当該公表の日以後 <u>の最初の3月31日までの間)</u>は、当該公表に係る採捕に係る第-種特定海洋生物資源を陸揚げした日ごとに当該陸揚げした日から 3日以内に採捕の数量等の報告書による書面を提出して行わなけ ればならない。

#### 3 [略]

(電子情報処理組織による報告)

- 第7条 知事は、採捕の数量等の報告については、前条第1項又は 第2項に規定する報告書による報告の方法に代えて、県の使用に 係る電子計算機(入出力装置を含む。)と採捕の数量等の報告者 の使用に係る入出力装置として知事が公表して指定するものとを 電気通信回線で接続した電子情報処理組織(以下単に「電子情報 処理組織」という。)を使用して行わせることができる。
- 2 前項の規定により行われた報告は、県の使用に係る電子計算機 2 前項の規定により行われた報告は、県の使用に係る電子計算機 に備えられ、又は接続されたファイルへの記録がなされた時に県 に到達したものとみなす。
  - 3 電子情報処理組織を使用して採捕の数量等の報告を行おうとす る者についての前条第1項又は第2項の規定の適用については、 同条第1項中「採捕の数量等の報告書(別記様式)を提出」とあ るのは「入出力装置(採捕の数量等の報告者の使用に係る入出力 装置として知事が公表して指定するものに限る。次項において同 じ。)から入力してファイルに記録」と、同条第2項中「採捕の 数量等の報告書による書面を提出」とあるのは「入出力装置から 入力してファイルに記録」とする。

別記

様式(その1)(第6条関係)

第4条第1号並びに第2号ア及びイに該当する漁業を営む者用

宮崎県知事 殿

※受理年月日 ※処理年月日

採捕の数量等の報告書

年 月 日

住所

氏名

印

(法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称 並びに代表者の氏名)

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第17条第3項の規定に基づき、採捕 の数量等を次のとおり報告します。

許可番号		船 名	
第1種特定海洋生物資源		陸揚げした日	採捕の数量 (kg)
まあじ			
まいわし	まいわし		
まさば及びごまさば			
くろまぐろ	30kg未満		
	30kg以上		

## 備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 ※印を付した欄は、記入しないこと。
- 3 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

様式(その2)(第6条関係)

第4条第2号ウからコまでに該当する漁業を営む者用

宮崎県知事 殿

※受理年月日 ※処理年月日

採捕の数量等の報告書

年 月 日

住所

氏名

印

(法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称 並びに代表者の氏名)

(免許を共有する場合及び共同経営で許可を受けている場合にあっては、代表者の住所及び氏名)

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第17条第3項の規定に基づき、採捕の数量等を次のとおり報告します。

-> X = 1 = 1 = 1 = 1 = 1 = 1 = 1 = 1 = 1 =			
許可番号、免許番号、漁船		船 名	
登録番号又は承認番号			
第1種特定海洋生物資源		陸揚げした日	採捕の数量 (kg)
くろまぐろ	30kg未満		
	30kg以上		

## 備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 ※印を付した欄は、記入しないこと。
- 3 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。
- 4 刺網漁業にあっては許可番号、定置漁業にあっては免許番号、共同漁業及び その他くろまぐろ漁業にあっては漁船登録番号並びに沿岸くろまぐろ漁業及び 浮魚礁利用漁業にあっては承認番号を記入すること。
- 5 免許を共有する場合又は共同経営で許可を受けている場合は、免許を共有する者又は共同経営で許可を受けている者は、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第17条第3項及び海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則第5条の規定による報告を、代表者に委任すること。

様式(その3)(第6条関係)

漁業協同組合用

宮崎県知事 殿

※受理年月日 ※処理年月日

採捕の数量等の報告書

年 月 日 漁業協同組合 印

組合名 代表者氏名

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第17条第3項の規定に基づき、採捕 の数量等を次のとおり報告します。

	- Mary Charles the Carlo				
第1種特定海洋生物資源の種類					
採	氏 名		住 所		
	許可番号、免許番		船名		
捕	号、漁船登録番号				
者	又は承認番号				
陸揚	陸揚げした日			採捕の数量 (kg)	

## 備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 報告書は、まあじ、まいわし、まさば及びごまさば、くろまぐろ(30kg未満 ) 又はくろまぐろ(30kg以上)の別に作成すること。
- 3 ※印を付した欄は、記入しないこと。
- 4 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。
- 5 中型まき網漁業、小型まき網漁業及び刺網漁業にあっては許可番号、定置漁 業にあっては免許番号、共同漁業及びその他くろまぐろ漁業にあっては漁船登 録番号並びに沿岸くろまぐろ漁業及び浮魚礁利用漁業にあっては承認番号を記 入すること。
- 6 採捕者である組合員は、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第17条第 3項及び海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則第5条の規定による 報告を、その所属する漁業協同組合の代表者に委任すること。

附則 (施行期日) 1 この規則は、平成30年7月1日から施行する。 2 この規則による改正後の海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則第6条第1項の適用については、当分の間、同項の表第4の 項中「10日」とあるのは、「末日」とする。